

# 議第129号 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

- (1) ごみの減量化及び資源化について、今後も一層促進していくに当たり、プラスチック資源（プラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物（一辺の長さが50センチメートル未満のものに限る。））の分別収集を開始するため、所要の規定の整備をするものです。
- (2) 市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、一般廃棄物処理手数料のうち、し尿くみ取りに係る手数料について額の改定をするものです。

## 2 改正の内容

### (1) 指定袋及び一般廃棄物処理手数料の種類の追加

家庭からプラスチック資源を搬出する際に使用する指定袋及び一般廃棄物処理手数料の種類を追加します。

### (2) し尿くみ取りに係る一般廃棄物処理手数料の額の改定

#### ア 改定の経緯

し尿くみ取りに係る一般廃棄物処理手数料（以下「くみ取り手数料」といいます。）の額については、コストの算出に基づき、平成24年4月の見直し以降は、同様の方法でおよそ3年ごとに定期的な見直しをすることとしています。

この度、令和5年4月の見直しから3年が経過しますので、くみ取り手数料の額の見直しをするものです。

#### イ 改定率の算出方法

1世帯1月当たりのし尿くみ取りに掛かる原価（以下「コスト算定単価」といいます。）と、現行のくみ取り手数料との乖離率を算出し、直近の全庁的な使用料・手数料の改定時に用いられた改定率の基準により、乖離率に応じた改定率を決定します。

コスト 算定単価	=	1リットル当たりの し尿収集原価	×	1世帯1月当たりの し尿標準収集量
-------------	---	---------------------	---	----------------------

乖離率	=	コスト算定単価	÷	1世帯1月当たりの し尿くみ取り標準手数料
-----	---	---------	---	--------------------------

#### ・改定率の基準

乖離率	0.8未満	0.8以上 1.2未満	1.2以上 5.0未満	5.0以上
改定率	0.8	1.0	1.2	1.5

## ウ 改定率の算出結果

コスト 算定単価	= 56.7円 × 84リットル = 4,763円
-------------	---------------------------

乖離率	= 4,763円 ÷ 2,782円 = 1.7
-----	-------------------------

改定率が1.2であるため、現行のくみ取り手数料の額に1.2を乗じた額に改定します。ただし、旧合併町区域（旧下蒲刈町、旧川尻町、旧音戸町、旧倉橋町、旧蒲刈町、旧安浦町、旧豊浜町及び旧豊町の区域のことをいいます。以下同じ。）において、改定後のくみ取り手数料の額が改定後の旧呉市区域（旧合併町区域以外の呉市の区域のことをいいます。以下同じ。）のくみ取り手数料の額を超える場合は、旧呉市区域の改定後のくみ取り手数料の額を当該旧合併町の区域の改定後のくみ取り手数料の額とします。

なお、旧合併町区域における世帯のくみ取り手数料の額については、旧呉市区域におけるくみ取り手数料の額に統一させるまでの経過措置として、当分の間、付則別表に定める額としています。

また、呉市がし尿の収集、運搬及び処分をしている今治市関前地区のくみ取り手数料の額については、旧豊浜町及び旧豊町の区域と同額としているため、あわせて改定しています。

## エ し尿くみ取り区域別手数料表

(単位：円)

区域	料金制	区分	現行	改定後	改定
旧呉市	定額制	世帯者1人につき	732	878	あり
		くみ取り1回につき	586	703	あり
	従量制	18リットルまでごとにつき	366	439	あり
		くみ取り1回につき	586	703	あり
旧下蒲刈町 旧川尻町 旧蒲刈町 旧安浦町 旧豊浜町 旧豊町 今治市関前地区	従量制	18リットルまでごとにつき	366	439	あり
		くみ取り1回につき	586	703	あり
旧音戸町	定額制	世帯者1人につき	732	878	あり
		くみ取り1回につき	普通便槽	586	703
		無臭便槽	792	792	なし
		特別地域	1,100	1,100	なし

従量制	18リットルまでごとにつき	366	439	あり
	くみ取り1回につき 普通簡易水洗	586	703	あり
	無臭簡易水洗	792	792	なし
	一般家庭以外	586	703	あり
	特別地域	1, 100	1, 100	なし
旧倉橋町	定額制 世帯者1人につき	732	878	あり
	くみ取り1回につき	586	703	あり
	従量制 18リットルまでごとにつき	366	439	あり
	くみ取り1回につき	586	703	あり

※ 特別地域は、旧音戸町において、道幅が狭いため、軽バキューム車でしか、し尿くみ取りをすることができない地域をいいます。

#### オ し尿くみ取り1回当たりの区域別加算金表

(単位：円)

区域		加算金区分	現行	改定後	改定	
旧呉市		下水道加算	881	1, 057	あり	
旧音戸町	特別地域を除く地域	パイプ加算	318	318	なし	
		ホース加算 (30m以上 100m未満)	231	231	なし	
		ホース加算 (100m以上)	341	341	なし	
		ホース加算	341	341	なし	
旧倉橋町		パイプ・ホース加算 (10m超え10mまでごとに)	110	110	なし	
旧豊浜町 旧豊町 今治市関前地区		ホース加算 (50m超え20mまでごとに)	51	51	なし	

※ パイプ加算及びホース加算については、地理的状況等の変化がないことから、改定をしないものとします。

#### 3 施行期日

令和8年4月1日。ただし、付則第2項（準備行為に係る規定）は、公布の日